

平成29年 第5回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成29年5月17日(水) 午後2時00分開会
午後3時50分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
29	「平成29年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱 又は任命の件」	承認
30	「教育財産の用途廃止の件」	承認
31	「平成29年度摂津市立小中学校教科用図書選定委員会調査員 任命の件」	承認
32	「摂津市立小中学校結核対策委員会への諮問の件」	承認

出席者

委員長 委員長職務代理者	大矢優子 福元実	教育総務部参事 兼子育て支援課長	石原幸一郎	総務課長代理 兼保健給食係長	藤原英昭
委員 委員	山手知榮子 西川俊孝	総務課長 子育て支援課参事	溝口哲也 木下伸記	子育て支援課長代理 兼子育て支援係長	湯原正治
教育長 教育次長兼教育総務部長 次世代育成部長	箸尾谷知也 北野人士 前馬晋策	生涯学習課長 こども教育課長 学校教育課長 教育支援課長 兼教育センター所長	柳瀬哲宏 浅田明典 野本憲宏 撰田裕美	総務課総務係長 総務課係員	岡田哲也 窪秀昭

委員長

ただいまから、平成29年第5回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は山手委員です。よろしくお願いいたします。

本日の付議事件は4件、報告事項が5件ございます。

まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。

議案第31号につきましては、教科用図書採択における公正確保のため、議案第32号と報告事項(4)につきましては、個人が特定される恐れがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。

従いまして、議案第29号から審議し、続いて、「報告事項」へ進み、「報告事項(4)」を除き、「その他」までのすべてを終えた後に、暫時休憩を取ります。引き続き秘密会を宣言し、報告事項(4)、議案第31号、議案第32号の順に進めますが、これらについて関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思います。皆様ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。

それでは、議案第29号、「平成29年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件」について、総務課から説明をお願いします。

総務課長

議案第29号、「平成29年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件」について、ご説明申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書等により説明】

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、議案第29号、「平成29年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第30号、「教育財産の用途廃止の件」

につきまして、生涯学習課より説明をお願いします。

生涯学習課長

議案第30号、「教育財産の用途廃止の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。元々、ここは駐車場として利用されていましたが、新しく駐車場が完備されたので、教育財産としては不要となったということですね。

他に何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、議案第30号、「教育財産の用途廃止の件」については承認いたします。

では、次に移ります。報告事項(1)事業実施に伴う後援等名義の使用許可について、総務課より説明をお願いします。

総務課長

[事業実施に伴う後援等名義の使用許可について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。今回初めて許可を出したものはありますか。

生涯学習課長

「魅力あるせつちに学ぶ写真展・せつちに住む鳥たちの写真展」につきましては、昨年度市制50周年記念事業として実施されたものです。非常に好評でしたので、今後定例的に実施されることとなり、後援等名義の使用許可を出しました。

委員長

他に何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(2) 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、こども教育課より説明をお願いします。

こども教育課長

[摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
そもそも支給認定証が何であるかということをご説明していただけますか。

こども教育課長

保育所や認定こども園を利用される場合は、この支給認定証が必要になります。この認定証の中には、1号から3号までの認定の区分や有効期間、保育の必要量等が記載されています。その認定の情報というのは、現在は市から施設に直接提供しておりますので、事務の効率化を図るため、この支給認定証の発行を申請に基づいて交付するというものです。

この支給認定証の交付を望まない方につきましては、別で通知をすることになっておりますが、その通知の内容は、保育料の決定通知書に包含し、その中で内容をお知らせするというものですので、保護者の方がこの内容を知らされていないということや、サービスの低下につながると言ったことにはならないと思っています。

教育長

これまでは、保育所等に子どもを預けたいという保護者の方から市に申請がありますと、その子どもに保育が必要なのかを市が判断し、認定の基準や有効期間、保育料等を決め、保護者の方に支給認定証を渡していました。

そして、保育の必要性が認められましたら、支給認定証を市から受け取り、保護者が保育所に示すことになっています。

しかし、現在では、市が直接保育所に情報を示していることで、認定証を交付しても使い道がないのではないかとということで、事務の軽減の観点から国が必要に応じて交付することに変更したことから、本市においても同様の改正をすることとしたものです。しかし、保護者の方に保育料等を知らせる必要もありますから、別の通知書に必要な情報を記載して、伝えることとします。

西川委員

支給認定証の申請をする保護者とはどんな目的で申請をすることになると考えられますか。

こども教育課長

現状としましては、この支給認定証が活用されることはない想定しておりますので、おそらく申請をされる方は少ないのではない

かと思えます。

委員長

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(3)平成28年度の問題行動等まとめ、平成29年度4月までの問題行動等報告について、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

[平成28年度の問題行動等まとめ、平成29年度4月までの問題行動等報告について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

委員長職務代理者

「いじめ発見のきっかけ(中学生)」のグラフについて、平成26年度の「本人」が載っていませんが、これは0件ということですか。そして、「本人」が平成28年度では10件近くになっていますが、これは学校で本人がいじめを受けているという訴えをするよう指導をされたので、いじめを受けていることを子ども自身が、素直に言えるようになったのかと思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長

平成26年度の「本人」は0件です。

平成28年度に件数が10件になったことの原因につきましては、何か大きな取組みをしたということではありませんので、不明です。しかし、学校の中で子どもが自ら担任等に話ができる機会やケースが増えてきているということも聞いていますので、事務局も把握できていない学校での動きがあるのであれば、把握しまして、広めていきたいと思っております。

委員長職務代理者

以前、中学生の自殺の報道がありました。その中で「どうして言えなかったのでしょうか」、「なぜ誰にも相談できなかったのでしょうか」というコメントがよくテレビで流れていたと思います。それで、子どもたちの意識もこのような社会的な影響を受けたのではないかと思います。

西川委員

3月の教育委員会定例会で、その時点で大体の傾向として減少しているということがありまして、「なぜそういう傾向になってきて

いるのか」をお聞きしたのですが、その時には、「授業が落ち着いてきている」、「各学級担任あるいは教科担任に任されていたような授業規律とか、そういう取組みが学校全体ものになってきているのではないか」という説明をしていただきました。改めて、年間を通しての分析をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長

3月の教育委員会定例会では、「学級や授業が落ち着いてきた」、「担任等が1人で抱えるのではなくて、様々な立場の教員等と一緒にやって取り組むことができるようになってきたこと」と説明させていただきました。

今回、このまとめを作る際に各学校の数値の変化等も改めて見直しました。例えば中学校で平成27年度から3割減少し、157件になったのですが、非常に問題行動数が多かった特定の学校が件数を大きく減らしているということが1番の原因です。これは小学校でも同様です。

件数を大きく減らすことができた要因につきましては、生徒指導主事や府からの派遣で退職校長が務める学校アドバイザー等が核となりまして、個別の子どもたちへのケース会議等を開きながら、問題行動等の未然防止に向けて、迅速に動いているのが非常に大きいことだったと報告を受けています。

それ以外にも、他校でそれほど件数が増加することにならなかったのは、先ほど申し上げましたように「落ち着いた学級づくり」や、「チーム対応ができたこと」が大きかったのではないかと思います。

西川委員

府からの派遣の退職校長のアドバイザーや、生徒指導主事の働きが有効であると効果検証ができているのであれば、今後他校でも活用できるよう、予算措置等の面で検討していただくことは可能でしょうか。

学校教育課長

生徒指導主事は、元々各中学校に配置されていますが、生徒指導主事に授業を持たせずに負担を少なくするために、代替りの講師として非常勤講師を配置するということが府の事業としてありました。

それが現在、特定の学校に配置されているのですが、その効果は

大きかったと言えますので、加配の要求は今後も続けていきたいと思っています。また、このような専門的な立場の教員を配置することが効果的であることは、その他さまざまな事業と連携して考えていかなければならないと思っています。

現在、事務局で最も力を入れているのはスクールソーシャルワーカーの活用です。スクールソーシャルワーカーが生徒指導主事等と連携して動いていることは意味のあることだと思っていますので、スクールソーシャルワーカーの拡大等も視野に入れながら、今後、検討していきたいと思っています。

山手委員

例えば中学校では不登校は減って83人となっていますが、それでも、中学校で平均すると、約17人ずついるということですので、多いと感じます。さらに、100日以上不登校が続いているということになれば、この子どもたちが社会に出る時には、生きていく力が育成できているのだろうかという意味で心配です。

これについての対策で、今年度も不登校児童生徒の初期対応と未然防止ということで、様々な場面での教員の声かけや全ての生徒が主体的に参加できる授業等が記載されていますが、具体的にはどう対応されているのでしょうか。

学校教育課長

第五中学校では、不登校傾向もしくは不登校になってから教員が一生懸命働きかけるケースが多かったのですが、日々まじめに授業に出席し、まじめにいろいろな行事等に参加している子どもたちの中から、不登校の子どもが新規に出てくることのないように、「一生懸命取り組んでいることにもっとスポットをあてていく」ということに着目して、子どもたちがきちんとできていることに教員が「しっかりできているね」「みていますよ」という声かけやメッセージを送り続けることをしています。それを教員が行うだけではなく生徒間の中にも広めていくために、第五中学校では掲示板を利用し、価値語運動というものを行っています。学校訪問で見いただきましたが、子どもたちの良い取組みを写真に収めまして、そこに言葉で価値つけて広く知らしめていきます。そうすることで、子どもたちに、「自分は周りからこう評価されているんだ」、「直接自分には声かけしてくれなかったけれども、先生はわかってくれているんだ」というようなことを感じられることができれば、大きな意味

を持つことだと思えます。これが今第四中学校等にも広まっています。

委員長 府からの支援はいつまで受けられるのですか。今年も受けられるのでしょうか。

学校教育課長 単年度のもので、何年までというものではありません。今年度も受けています。

委員長 それを摂津市独自で何かやっていけるように、今後考えていただけたらと思えます。

学校教育課長 非常に大きなヒントをいただいていますので、予算の問題もありますが、市としてそれをうまく活用できるよう考えていきたいと思えます。

委員長 暴力行為は減少しているのですが、原因として、相手の気持ちを察することや自分の気持ちをうまく言葉で伝えることができない、ということが毎年あげられているので、まだそこが課題であると思えます。その取組みで今年は減っていますので、継続的にもっと拡大できるようお願いします。

教育長 問題行動は本市の大きな課題の1つだと認識していますが、例えば、中学校の暴力行為のところを見ていただきますと、平成28年度は全校合計で157件となっています。そのうち、同一の生徒が暴力行為を繰り返すケースが多く、1年生が11人で38件、2年生が3人で7件、3年生が3人で11件で、これらの件数を合計すると17人の子どもが56件の暴力行為を起こしているということになります。つまり、約3分の1の件数がこの17人の子どもたちによって起こされたということです。今後はより一層、このように繰り返し暴力行為を行う生徒への対応を重視する必要があると考えています。

具体的には、茨木少年サポートセンター等の専門機関と連携しながら指導もしていますが、子どもの気持ちをくみ取るといったことや、家庭背景等にも配慮した指導をしていく必要があると思っています。

ます。

不登校については、実際に不登校状態になってしまいますと子どもが学校に来なくなりますので、教員ができることはすごく限られてしまいます。これまで色んな取り組みをしてきましたが、なかなかうまくいかないということで教員も悩んでいるのが現状です。

このような中、今回の分析で、29ページの新規件数と継続件数のグラフを見ていただきますと、例えば、中学校で平成27年度は97件で、28年度は83件となっており、14件減少したということになります。新規と継続を分けて見てみると、27年度が97件だったのが、次年度も継続しているのは、46件であり、51件は改善しているということがわかります。

しかし、このように、改善をしている一方で、新たに37件の子が不登校状態になったので、合計で83件になっているわけです。つまり、実際には先生方の取り組みによって、約半数に減らすだけの効果はあげているということを理解していただきたいと思います。

また、現在、学校に来ている子どもに対する指導を適切に行うことで、新たな不登校の発生を防ぐことが不登校への対応として大切であるということであり、この分析の方法は、先生方の不登校に対する取り組みに、示唆を与えるものだと感じています。

国からの指導もあり、昨年度に第五中学校が、不登校対策のモデル校に選ばれまして取り組んだのですが、このような結果が出ていますので、今後、全市的にこの方向で取り組んでいきたいと思っています。

委員長

このグラフについて、さらに実態を表したものにすれば、卒業した人たちは改善されたかがわかりませんので、その人数を除く方がいいかと思います。

新しく不登校にならないようにする取り組みとしましては、リーフというものを教育支援課で実施されています。

教育支援課長

リーフはソーシャルスキルトレーニングというもので小学生を対象にして、教育センターで行っているプログラムです。コミュニケーション力の弱さから対人関係のトラブルにより不登校に陥るケースも多くありますので、和歌山大学の米澤教授に監修をしていただきながらプログラムを進めています。およそ全11回から12

回のプログラムを毎年実施しています。

委員長

さまざまな取組みによってよくなったところもありますし、またデータの取り方もわかりやすくなって問題もはっきりしてきましたので、引き続き問題行動が減る取組みを行っていただきたいと思っています。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(5)各課事業日程報告について、総務課より説明をお願いします。

総務課長

[各課事業日程報告について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特に質問等がないということですので、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦勞様でした。

では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

委員長

それでは秘密会として再開します。

報告事項(4)「平成29年度4月までの問題行動等報告具体的事案について」から審議を行います。学校教育課より説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

委員長

これにて秘密会を解きます。

では、本日の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。ご苦勞様でした。